

# 公益社団法人三田市シルバー人材センター

## 職種班組織設置要綱

### (目 的)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の共働・共助を基本とした連帯意識の高揚を図り、安全な作業遂行を促進することにより事業効果を高めるため、事業の区分に応じて職種班を設置する。

### (組 織)

第2条 職種班は、職種毎に必要なに応じて編成する。

- 2 職種班には、作業を円滑に推進するため、その班のまとめ役として班長及び副班長（以下「班長等」という。）を各1名置き、理事長が委嘱する。
- 3 班長等の選出に当たっては、センター事務局と各職種班の会員の意見を聞き調整のうえ行う。
- 4 班長等が辞任した場合またはその任務を遂行出来なくなった場合には、速やかにその後任者を選出しなければならない。

### (任 務)

第3条 班長等の基本的な任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 班長は、センターと連絡を密にし、日々の作業計画を定めて班員に周知を図る。
- (2) 班長は、班員の安全な作業遂行に努める。
- (3) 班長は、班員の作業日報を作成しセンターに報告する。
- (4) 班長は、作業器具の保全に努める。
- (5) 班長は、班員の意見、希望等をセンターに伝達し、調整を図る。
- (6) 班長は、第1号から前号までに定めるもののほか、作業計画の変更、その他緊急の事態が生じた場合等には、センターに速やかに連絡する。
- (7) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その任務を代行する。

### (任 期)

第4条 班長等の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会 議)

第5条 班長等の会議は、必要に応じて業務部会理事が招集する。

- 2 班長等の会議は、業務部会理事、班長等で構成する。
- 3 班長等の会議の議長は、業務部会理事がこれに当たり、会務を統括する。
- 4 各職種の会議は各班長が招集する。

(職種班活動費)

第6条 理事長は、職種班の円滑な活動に資するため、予算の範囲内で別表に定める活動費を支給することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

職種班活動費

名称	対象者	支給額 (円/年)	備考
班長活動費	班長	20,000	就業開拓/委託費
副班長活動費	副班長	14,000	〃